

令和8年度 緊急一時保育・非定型保育のご案内

この事業は、瀬戸市民の方で、保護者またはそのご家族が、病気等の突発的な事由や週3日程のパート就労等で家庭での保育ができない児童を一定期間一時的に保育園でお預かりする制度です。

■ 事業内容

1 緊急一時保育

保護者またはそのご家族の病気等突発的な事由で、緊急かつ一時的(土日を含む14日以内。ただし事情によりさらに14日の延長が認められる場合があります。)に家庭での保育が困難となる児童を保育します。

※ あくまで緊急かつ一時的に保育が必要な場合に利用いただく制度です。

あらかじめ予定が把握できる場合(出産を除く)や、継続的に保育が必要な場合(例:毎月定期的に保育が必要な場合など)は、この制度の対象になりません。

2 非定型保育

保護者の就労(外勤)により、週3日(曜日を指定)を限度として、断続的に家庭での保育が困難となる未就園の児童を保育します。

■ 対象児童

1 緊急一時保育

利用しようとする日において、生後6か月に達している児童

2 非定型保育

令和8年4月1日において、年齢が満3歳以上の未就園の児童

■ 実施保育園

0～2歳…幡山保育園 3歳以上…公立保育園

※ 年齢は令和8年4月1日現在の満年齢です。

※ ただし、クラス定員に余裕がない場合は入園できません。

■ 保育時間

平日 午前8時から午後4時まで

土曜 午前8時から正午まで

※ やむを得ない理由によっては、保育時間を延長することができます。

(ただし各保育園の開所時間内に限ります。)

■ 保育料(日額)

0～2歳児 2,600円

3歳児 1,200円

4歳以上児 1,000円

※ 年齢は令和8年4月1日現在の満年齢です。

※ 給食が必要な場合、3歳以上のお子さんについては、1食28円の主食費が必要です。

※ 利用期間中に遠足等の園行事に参加することになる場合は、別途必要な経費をお支払いただきます。

■ 申込方法

市役所保育課で受け付けます。

面接を行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

※ 申込理由により診断書など、別途証明書類が必要になります。

■ キャンセル・変更について

申込後にやむを得ず利用日をキャンセル・変更される場合は、利用日の前日までに「私的契約児利用日取消届」または「私的契約児利用日変更届」を保育園にご提出ください。

FAXでの提出もできますが、電話でのキャンセルはできません。

※ 利用日当日のキャンセルについては、所定の保育料をお支払いただきます。

■ 持ち物

タオル・ハンカチ・チリ紙その他園長から指示があったもの

■ 利用にあたっての注意事項

欠席する場合は、必ず保育園にご連絡ください。

園内で事故を起こさないよう細心の注意をはらって保育していますが、万一けがをされて医療機関に通院された場合、治療費については健康保険を使用させていただきます。

アレルギーに対応した給食は、お子さんの状況によって実施できない場合があります。

保育園は集団生活の場ですので、伝染性疾患に罹患している場合はお預かりできません。

■ 傷害保険について

幡山保育園では、保育サービス業総合補償制度に加入しております。

公立保育園では、全国私立保育園連盟の保育園児団体傷害保険に加入しております。

保護者の冠婚葬祭、引っ越しなどで家庭での保育が困難な時や、リフレッシュなどでお子さんを一時的に保育する事業もあります。
詳しくは別紙「令和8年度 一時保育のご案内」をご覧ください。

対象児童： 令和8年4月1日時点で0歳から2歳の児童

※ 保育する日に生後6か月を超えているお子さんに限ります。

実施園： 幡山保育園

保育日数： 1か月につき3日以内